

令和 7 年

舞鶴市議会 3 月定例会議案

第 1 号議案～第 32 号議案

令和 7 年 2 月 25 日提出

提 出 議 案 一 覧 表

議 案 番 号	件 名	掲載頁
第 1 号 議 案	令和 7 年度 舞鶴市一般会計予算	別 冊
第 2 号 議 案	令和 7 年度 舞鶴市水道事業会計予算	〃
第 3 号 議 案	令和 7 年度 舞鶴市下水道事業会計予算	〃
第 4 号 議 案	令和 7 年度 舞鶴市病院事業会計予算	〃
第 5 号 議 案	令和 7 年度 舞鶴市国民健康保険事業会計予算	〃
第 6 号 議 案	令和 7 年度 舞鶴市貯木事業会計予算	〃
第 7 号 議 案	令和 7 年度 舞鶴市駐車場事業会計予算	〃
第 8 号 議 案	令和 7 年度 舞鶴市介護保険事業会計予算	〃
第 9 号 議 案	令和 7 年度 舞鶴市後期高齢者医療事業会計予算	〃
第 10 号 議 案	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の 整理に関する条例制定について	1
第 11 号 議 案	舞鶴市職員の配偶者同行休業に関する条例制定につい て	5
第 12 号 議 案	舞鶴市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条 例制定について	10
第 13 号 議 案	舞鶴市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する 条例制定について	31
第 14 号 議 案	舞鶴市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関す る条例の一部を改正する条例制定について	33

第 15 号 議 案	舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例及び舞鶴市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について	35
第 16 号 議 案	舞鶴市公共下水道条例の一部を改正する条例制定について	37
第 17 号 議 案	舞鶴市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例制定について	38
第 18 号 議 案	舞鶴市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	39
第 19 号 議 案	舞鶴市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について	40
第 20 号 議 案	舞鶴市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	41
第 21 号 議 案	舞鶴市地域医療確保奨学金等の貸与に関する条例の一部を改正する条例制定について	43
第 22 号 議 案	舞鶴市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について	44
第 23 号 議 案	舞鶴市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	45
第 24 号 議 案	舞鶴市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	47
第 25 号 議 案	舞鶴市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	50
第 26 号 議 案	舞鶴市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例制定について	53
第 27 号 議 案	工事請負契約の変更について(西舞鶴駅西口駅前広場整備工事)	54
第 28 号 議 案	辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について	56

第 29 号 議 案	市道路線の認定及び廃止について	65
第 30 号 議 案	令和 6 年度 舞鶴市一般会計補正予算(第 7 号)	別 冊
第 31 号 議 案	令和 6 年度 舞鶴市下水道事業会計補正予算(第 2 号)	〃
第 32 号 議 案	令和 6 年度 舞鶴市駐車場事業会計補正予算(第 1 号)	〃

第 10 号議案

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定
について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次の
ように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 25 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
目次

第 1 編 関係条例の一部改正(第 1 条―第 4 条)

第 2 編 経過措置

第 1 章 通則(第 5 条・第 6 条)

第 2 章 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に伴う経
過措置(第 7 条・第 8 条)

第 3 章 その他(第 9 条)

附則

第 1 編 関係条例の一部改正

(舞鶴市吏員退隠料其他給与金条例の一部改正)

第 1 条 舞鶴市吏員退隠料其他給与金条例(昭和 19 年条例第 28 号)の一部を次のよ
うに改正する。

第 8 条第 2 号中「懲役若は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改め、同条第 4 号中「禁
錮」を「拘禁刑」に改める。

第 13 条第 2 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第 18 条第 3 号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

(舞鶴市消防表彰条例等の一部改正)

第 2 条 次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 舞鶴市消防表彰条例(昭和 24 年条例第 28 号)第 16 条
- (2) 舞鶴市職員の給与に関する条例(昭和 26 年条例第 7 号)第 30 条の 2 第 3 号及び第 4 号並びに第 30 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 5 項第 1 号
- (3) 舞鶴市消防団条例(昭和 26 年条例第 13 号)第 4 条の 2 第 1 号
- (4) 舞鶴市職員の退職手当に関する条例(昭和 26 年条例第 46 号)第 13 条第 1 項第 1 号及び第 5 項第 2 号、第 14 条の見出し、同条第 1 項第 1 号、第 15 条第 1 項第 1 号並びに第 17 条第 4 項
- (5) 舞鶴市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和 39 年条例第 32 号)第 6 条第 1 号

(舞鶴市功労者条例の一部改正)

第 3 条 舞鶴市功労者条例(昭和 46 年条例第 24 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(舞鶴市暴力団排除条例の一部改正)

第 4 条 舞鶴市暴力団排除条例(平成 24 年条例第 23 号)の一部を次のように改正する。

第 21 条第 1 項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第 2 編 経過措置

第 1 章 通則

(罰則の適用等に関する経過措置)

第 5 条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 67 号。以下「刑法等一部改正法」という。)第 2 条の規定による改正前の刑法(明治 40 年法律第 45 号。以下この項において「旧刑法」という。)第 12 条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)、旧刑法第 13 条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)又は旧刑法第 16 条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のう

ち懲役又は禁錮はそれぞれの刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第 6 条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

第 2 章 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に伴う経過措置

(舞鶴市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第 7 条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和 4 年法律第 68 号)並びにこの条例(以下これらを「刑法等一部改正法等」という。)の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第 2 条(第 2 号に係る部分に限る。)の規定による改正後の舞鶴市職員の給与に関する条例第 30 条の 3 第 1 項(第 1 号に係る部分に限る。)及び第 5 項(第 3 号に係る部分に限る。)の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(舞鶴市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第 8 条 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第 2 条(第 4 号に係る部分に限る。)の規定による改正後の舞鶴市職員の退職手当に関する条例第 13 条第 1 項及び第 5 項、第 14 条第 1 項(第 1 号に係る部分に限る。)並びに第 17 条第 4 項並びに舞鶴市職員の退職手当に関する条例第 17 条第 3 項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

第 3 章 その他

(経過措置の規則への委任)

第 9 条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。ただし、第 9 条の規定は、公布の日から施行する。

提案理由

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整理を行いたいので提案する。

第 11 号議案

舞鶴市職員の配偶者同行休業に関する条例制定について

舞鶴市職員の配偶者同行休業に関する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 25 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

舞鶴市職員の配偶者同行休業に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。)第 26 条の 6 第 1 項(同条第 4 項において準用する場合を含む。)から第 3 項まで及び第 6 項から第 8 項まで並びに同条第 11 項において準用する法第 26 条の 5 第 6 項の規定に基づき、職員の配偶者同行休業(法第 26 条の 6 第 1 項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(配偶者同行休業の承認)

第 2 条 任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が、配偶者同行休業をすることを承認することができる。

(配偶者同行休業の期間)

第 3 条 法第 26 条の 6 第 1 項の条例で定める期間は、3 年とする。

(配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由)

第 4 条 法第 26 条の 6 第 1 項の条例で定める事由は、次に掲げる事由(6 月以上にわたり継続することが見込まれるものに限る。第 8 条第 1 号において「配偶者外国滞在事由」という。)とする。

(1) 外国での勤務

(2) 事業を経営することその他の個人が業として行う活動であって外国において行うもの

- (3) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)による大学に相当する外国の大学(これに準ずる教育施設を含む。)であつて外国に所在するものにおける修学(前 2 号に該当するものを除く。)

(配偶者同行休業の承認の申請)

第 5 条 配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該職員の配偶者(法第 26 条の 6 第 1 項に規定する配偶者をいう。以下同じ。)が当該期間中に外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならない。

- 2 任命権者は、配偶者同行休業の承認の申請をした職員に対して、当該申請について確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

(配偶者同行休業の期間の延長)

第 6 条 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が第 3 条に規定する期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。

- 2 第 2 条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。

(配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第 7 条 法第 26 条の 6 第 3 項の条例で定める特別の事情は、配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者の第 4 条第 1 号の外国での勤務が同日後も引き続くこととなり、及びその引き続くことが当該延長の申請時には確定していなかったことその他市長がこれに準ずると認める事情とする。

(配偶者同行休業の承認の取消事由)

第 8 条 法第 26 条の 6 第 6 項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなったこと。
- (2) 配偶者同行休業をしている職員が、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成 7 年条例第 1 号)第 14 条に規定する特別休暇のうち出産により職員が勤務しないことが相当である場合に係るもので規則で定めるものを取得することとなったこと。

- (3) 任命権者が、配偶者同行休業をしている職員について、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の規定による育児休業を承認することとなったこと。

(届出)

第9条 配偶者同行休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 配偶者が死亡した場合
- (2) 配偶者が職員の配偶者でなくなった場合
- (3) 配偶者と生活を共にしなくなった場合
- (4) 前条第1号又は第2号に掲げる事由に該当することとなった場合

2 第5条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用)

第10条 任命権者は、第2条又は第6条の規定による申請があった場合において、当該申請に係る期間(以下この項及び次項において「申請期間」という。)について職員の配置換えその他の方法によって当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかを行うことができる。この場合において、第2号に掲げる任用は、申請期間について1年を超えて行うことができない。

- (1) 申請期間を任用の期間(以下この条において「任期」という。)の限度として行う任期を定めた採用
- (2) 申請期間を任期の限度として行う臨時的任用

2 任命権者は、前項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が申請期間に満たない場合にあっては、当該申請期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

3 任命権者は、第1項の規定により任期を定めて採用された職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該更新に係る職員の同意を得なければならない。

(職務復帰後における号給の調整)

第11条 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該配偶者同行休業の期間を100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなし

て、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

- 2 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合における号給の調整について、前項の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ市長と協議して、その者の号給を調整することができる。

(退職手当の取扱い)

- 第 12 条 舞鶴市職員の退職手当に関する条例(昭和 26 年条例第 46 号)第 6 条の 3 の 2 第 1 項及び第 8 条第 4 項の規定の適用については、配偶者同行休業をした期間は、同条例第 6 条の 3 の 2 第 1 項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

- 2 配偶者同行休業をした期間についての舞鶴市職員の退職手当に関する条例第 8 条第 4 項の規定の適用については、同項中「その月数の 2 分の 1 に相当する月数(地方公務員法第 55 条の 2 第 1 項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数)」とあるのは、「その月数」とする。

(委任)

- 第 13 条 この条例に定めるもののほか、配偶者同行休業に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(舞鶴市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

- 2 舞鶴市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和 39 年条例第 9 号)の一部を次のように改正する。

第 17 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

(配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与)

- 第 17 条の 2 の 2 地方公務員法第 26 条の 6 第 1 項の規定による承認を受けた職員には、同項に規定する配偶者同行休業をしている期間については、給与を支

給しない。

(舞鶴市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 3 舞鶴市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「育児休業法」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第26条の6第7項又は育児休業法」に改める。

第8条中「(昭和25年法律第261号)」を削る。

第10条第1号中「育児休業法」を「地方公務員法第26条の6第7項又は育児休業法」に改める。

提案理由

地方公務員法の規定に基づき、職員の配偶者同行休業に関し必要な事項を定めたいので提案する。

第 12 号議案

舞鶴市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について

舞鶴市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 25 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

舞鶴市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
(舞鶴市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 舞鶴市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「扶養手当」の右に「、地域手当」を加える。

第 4 条第 6 項中「職員を」を「職員(次項各号に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。)を」に、「同項」を「前項」に改め、同条第 7 項中「55 歳に達した日以後における最初の 3 月 31 日を超えて在職する」を「次の各号に掲げる」に改め、「昇給は、」の右に「当該各号に掲げる職員の区分に応じ」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 55 歳に達した日以後における最初の 3 月 31 日を超えて在職する職員(次号に掲げる職員を除く。)
- (2) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級であるもの(以下「行政職 8 級職員」という。)

第 11 条中「、他」を「他」に、「みち」を「途」に改め、同条中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 12 条中「前条第 1 号及び第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)」を「前条第 1 号に該当する扶養親族(次条において「扶養親族たる子」という。))については 1 人につき 13,000

円、前条第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族」に、「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの(以下「行政職8級職員」という。)」を「行政職8級職員」に改め、「、同条第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。))については1人につき10,000円」を削る。

第12条の2中「(以下「特定期間」という。)」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

第13条から第17条までを次のように改める。

第13条 第10条から前条までに規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他の扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第14条から第17条まで 削除

第17条の2を次のように改める。

(地域手当)

第17条の2 職員には、地域手当を支給する。

2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、100分の4を乗じて得た額とする。

第17条の3第1項第3号中「配偶者」の右に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。)」を加える。

第18条の2第3項中「規則で定める者から引き続きこの条例の給料表の適用を受ける職員となり、これ」を「新たに給料表の適用を受ける職員となったこと」に改め、「(任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。)」を削る。

第25条第1項中「月額」の右に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を加える。

第29条第1項中「休日等(次項)」を「休日等(同項)」に、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間に」を「午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)」で、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「定める額」の右に「(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)」を加え、同項第1号中「(当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした場合にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)」を削る。

第30条第4項中「、扶養手当及び」を「及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額並びに」に改め、同条第5項中「月額」の右に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を加える。

第30条の4第2項第1号中「月額」の右に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を加え、同条第3項中「及び」を「の月額及びこれに対する地域手当の月額並びに」に改める。

第34条の2第2項、第4項及び第5項中「扶養手当」の右に「、地域手当」を加える。

第36条中「、第10条から第17条まで及び第17条の3」を「及び第10条から第13条まで」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

職 務 の 区 分	職 給 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500

10	196, 200	243, 400	274, 300	310, 700	336, 700	369, 600	424, 200	
11	197, 800	244, 800	275, 300	312, 300	338, 400	371, 200	425, 700	
12	199, 400	246, 200	276, 400	313, 900	340, 000	372, 700	427, 200	
13	201, 000	247, 400	277, 400	315, 400	341, 500	374, 600	428, 700	
14	202, 700	248, 600	278, 700	317, 000	343, 100	376, 500	430, 000	
15	204, 400	249, 800	280, 000	318, 600	344, 700	378, 400	431, 300	
16	206, 100	251, 000	281, 200	320, 200	346, 200	380, 200	432, 500	
17	207, 400	252, 100	282, 500	321, 700	347, 600	381, 700	433, 700	
18	209, 000	253, 200	283, 800	323, 400	349, 300	383, 500	435, 000	
19	210, 600	254, 300	285, 000	325, 000	350, 900	385, 200	436, 300	
20	212, 100	255, 400	286, 200	326, 600	352, 500	386, 800	437, 500	
21	213, 600	256, 400	287, 300	328, 000	353, 700	388, 500	438, 700	
22	215, 200	257, 400	288, 500	329, 700	355, 200	389, 900	439, 500	
23	216, 800	258, 400	289, 800	331, 400	356, 700	391, 300	440, 300	
24	218, 400	259, 400	291, 100	333, 000	358, 200	392, 700	441, 100	
25	220, 000	260, 400	292, 400	334, 200	359, 900	394, 100	441, 700	
26	221, 700	261, 300	293, 400	336, 100	361, 700	395, 300	442, 300	
27	223, 000	262, 200	294, 400	337, 800	363, 400	396, 500	442, 900	
28	224, 300	263, 100	295, 500	339, 400	365, 100	397, 500	443, 500	
29	225, 600	263, 900	296, 600	340, 900	366, 500	398, 600	444, 200	
30	226, 700	264, 700	297, 800	342, 500	367, 800	399, 800	445, 000	
31	227, 800	265, 500	298, 900	344, 100	369, 000	400, 900	445, 400	
32	228, 900	266, 300	300, 100	345, 700	370, 400	402, 000	446, 100	
33	230, 000	267, 000	301, 300	347, 400	371, 500	402, 700	446, 600	
34	231, 100	267, 800	302, 600	349, 200	372, 400	403, 400	447, 000	
35	232, 200	268, 600	303, 900	351, 000	373, 400	404, 100	447, 400	
36	233, 300	269, 300	305, 200	352, 800	374, 500	404, 800	447, 800	
37	234, 400	270, 000	306, 500	354, 300	375, 300	405, 400	448, 200	
38	235, 400	270, 800	307, 800	355, 700	376, 200	406, 000	448, 600	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000	
	40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300	
	41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600	
	42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000	
	43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300	
	44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600	
	45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900	
	46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700		
	47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000		
	48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300		
	49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500		
	50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800		
	51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100		
	52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400		
	53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600		
	54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900		
	55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200		
	56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500		
	57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700		
	58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000		
	59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300		
	60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500		
	61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700		
	62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000		
	63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300		
	64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500		
	65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700		
	66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000		
	67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300		

68	250, 600	290, 700	338, 100	378, 500	393, 900	414, 500		
69	250, 900	291, 200	338, 600	378, 900	394, 200	414, 700		
70	251, 200	291, 700	339, 200	379, 400	394, 500	415, 000		
71	251, 500	292, 300	339, 700	380, 000	394, 800	415, 300		
72	251, 800	292, 900	340, 300	380, 500	395, 000	415, 500		
73	252, 100	293, 400	340, 600	381, 000	395, 200	415, 700		
74	252, 400	293, 900	341, 100	381, 600	395, 500			
75	252, 700	294, 300	341, 500	382, 100	395, 800			
76	253, 000	294, 600	341, 900	382, 400	396, 000			
77	253, 300	294, 800	342, 300	382, 800	396, 200			
78	253, 600	295, 100	342, 800	383, 300	396, 500			
79	253, 900	295, 300	343, 300	383, 700	396, 800			
80	254, 200	295, 600	343, 800	384, 100	397, 000			
81	254, 500	295, 800	344, 100	384, 500	397, 200			
82	254, 800	296, 000	344, 500	385, 000	397, 500			
83	255, 100	296, 300	344, 900	385, 400	397, 800			
84	255, 400	296, 500	345, 300	385, 800	398, 000			
85	255, 700	296, 800	345, 600	386, 100	398, 200			
86	256, 000	297, 100	346, 000					
87	256, 300	297, 400	346, 400					
88	256, 600	297, 700	346, 800					
89	256, 900	298, 000	347, 000					
90	257, 200	298, 300	347, 400					
91	257, 500	298, 600	347, 800					
92	257, 800	299, 000	348, 200					
93	258, 100	299, 200	348, 400					
94		299, 400	348, 800					
95		299, 700	349, 200					
96		300, 100	349, 500					

97		300,300	349,800					
98		300,600	350,200					
99		301,000	350,600					
100		301,400	351,000					
101		301,600	351,500					
102		301,900	351,900					
103		302,200	352,300					
104		302,500	352,700					
105		302,700	353,200					
106		303,000	353,600					
107		303,300	353,900					
108		303,600	354,200					
109		303,800	354,700					
110		304,200						
111		304,600						
112		304,900						
113		305,100						
114		305,300						
115		305,600						
116		306,000						
117		306,200						
118		306,400						
119		306,700						
120		307,000						
121		307,400						
122		307,600						
123		307,900						
124		308,200						
125		308,500						

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200

(舞鶴市の職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第 2 条 舞鶴市の職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和 26 年条例第 38 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条中「給料の額」の右に「及びこれに対する地域手当の額の合計額」を、「報酬の額」の右に「。以下同じ。」を加える。

(舞鶴市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第 3 条 舞鶴市職員の退職手当に関する条例(昭和 26 年条例第 46 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条の 3 の 3 第 2 項中「の月額」の右に「並びにこれらに対する地域手当の月額」を加える。

(舞鶴市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第 4 条 舞鶴市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和 39 年条例第 9 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「扶養手当」の右に「、地域手当」を加え、「、特定任期付職員業績手当」を削る。

第 4 条第 2 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 4 条の 2 を次のように改める。

(地域手当)

第 4 条の 2 職員には、地域手当を支給する。

第 15 条の 2 第 1 項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第 2 項中「週休日等以外の日の午前 0 時から午前 5 時までの間に」を「午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)」で「に、」を「勤務した」を「勤務

をした」に改める。

第 15 条の 3 を削る。

第 20 条第 1 項中「、第 4 条の 3」を削り、同条第 3 項中「、第 12 条」を削る。

(舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第 5 条 舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成 26 年条例第 32 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条第 4 項を削り、同条第 5 項中「、第 3 項」を「及び前項」に改め、「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第 4 項とする。

第 8 条第 1 項中「第 17 条まで、第 17 条の 3 及び第 30 条の 4」を「第 13 条まで及び第 17 条の 3」に改め、同条第 3 項中「第 17 条まで」を「第 13 条まで」に改める。

第 9 条第 1 項中「第 2 条、第 29 条第 1 項及び第 30 条第 2 項」を「第 29 条第 1 項、第 30 条第 2 項及び第 30 条の 4 第 2 項第 1 号」に改め、「、給与条例第 2 条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当並びに舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第 7 条第 4 項に規定する特定任期付職員業績手当」と」を削り、「100 分の 172.5」を「100 分の 95」と、給与条例第 30 条の 4 第 2 項第 1 号中「100 分の 105」とあるのは「100 分の 87.5」に改める。

(舞鶴市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 6 条 舞鶴市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第 18 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「給料」の右に「、地域手当」を加える。

第 9 条の次に次の 1 条を加える。

(地域手当)

第 9 条の 2 舞鶴市職員の給与に関する条例(昭和 26 年条例第 7 号。以下「給与条例」という。)第 17 条の 2 の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

第 10 条中「舞鶴市職員の給与に関する条例(昭和 26 年条例第 7 号。以下「給与条例」という。)」を「給与条例」に改める。

第 17 条第 1 項中「月額」の右に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」

を加える。

第 20 条第 4 項中「得た額」の右に「に、当該額に 100 分の 4 を乗じて得た額を加算した額」を加える。

第 29 条第 1 項中「、扶養手当及び」を「及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額並びに」に改める。

第 29 条の 2 第 1 項中「給与条例第 30 条の 4 第 3 項」を「同条第 3 項」に、「及び」を「の月額及びこれに対する地域手当の月額並びに」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1(第 7 条関係)

会計年度任用職員給料表

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級
	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円
1	185,700	183,500	230,000
2	187,400	184,600	231,500
3	189,100	185,800	233,000
4	190,800	186,900	234,500
5	192,500	188,000	236,000
6	194,200	189,700	237,500
7	195,800	191,300	239,000
8	197,400	192,900	240,500
9	199,000	194,500	242,000
10	200,500	196,200	243,400
11	202,000	197,800	244,800
12	203,500	199,400	246,200
13	205,000	201,000	247,400
14	206,500	202,700	248,600
15	208,000	204,400	249,800
16	209,500	206,100	251,000

17	211, 000	207, 400	252, 100
18	212, 400	209, 000	253, 200
19	213, 800	210, 600	254, 300
20	215, 200	212, 100	255, 400
21	216, 600	213, 600	256, 400
22	217, 700	215, 200	257, 400
23	218, 800	216, 800	258, 400
24	219, 900	218, 400	259, 400
25	220, 900	220, 000	260, 400
26	221, 800	221, 700	261, 300
27	222, 700	223, 000	262, 200
28	223, 600	224, 300	263, 100
29	224, 500	225, 600	263, 900
30	225, 300	226, 700	264, 700
31	226, 100	227, 800	265, 500
32	226, 900	228, 900	266, 300
33	227, 700	230, 000	267, 000
34	228, 400	231, 100	267, 800
35	229, 100	232, 200	268, 600
36	229, 800	233, 300	269, 300
37	230, 500	234, 400	270, 000
38	231, 100	235, 400	270, 800
39	231, 700	236, 400	271, 600
40	232, 300	237, 300	272, 300
41	233, 000	238, 200	273, 000
42	233, 500	239, 100	273, 800
43	234, 000	239, 900	274, 600
44	234, 500	240, 700	275, 300
45	235, 000	241, 400	276, 000

46	235, 400	242, 000	276, 700
47	235, 800	242, 600	277, 400
48	236, 200	243, 200	278, 100
49	236, 600	243, 800	278, 800
50	236, 900	244, 400	279, 500
51	237, 200	245, 000	280, 200
52	237, 500	245, 500	280, 900
53	237, 800	246, 000	281, 500
54	238, 100	246, 400	282, 200
55	238, 400	246, 700	282, 800
56	238, 700	247, 000	283, 500
57	238, 900	247, 300	284, 100
58	239, 200	247, 600	284, 800
59	239, 500	247, 900	285, 400
60	239, 700	248, 200	286, 100
61	239, 900	248, 500	286, 700
62	240, 200	248, 800	287, 400
63	240, 500	249, 100	288, 000
64	240, 700	249, 400	288, 500
65	240, 900	249, 700	289, 000
66	241, 200	250, 000	289, 600
67	241, 500	250, 300	290, 100
68	241, 700	250, 600	290, 700
69	241, 900	250, 900	291, 200
70	242, 200	251, 200	291, 700
71	242, 500	251, 500	292, 300
72	242, 700	251, 800	292, 900
73	242, 900	252, 100	293, 400
74	243, 200	252, 400	293, 900

75	243, 500	252, 700	294, 300
76	243, 700	253, 000	294, 600
77	243, 900	253, 300	294, 800
78	244, 200	253, 600	295, 100
79	244, 500	253, 900	295, 300
80	244, 700	254, 200	295, 600
81	244, 900	254, 500	295, 800
82	245, 200	254, 800	296, 000
83	245, 400	255, 100	296, 300
84	245, 700	255, 400	296, 500
85	245, 900	255, 700	296, 800
86	246, 100	256, 000	297, 100
87	246, 400	256, 300	297, 400
88	246, 700	256, 600	297, 700
89	246, 900	256, 900	298, 000
90	247, 200	257, 200	298, 300
91	247, 500	257, 500	298, 600
92	247, 700	257, 800	299, 000
93	247, 900	258, 100	299, 200
94	248, 200		299, 400
95	248, 500		299, 700
96	248, 700		300, 100
97	248, 900		300, 300
98	249, 200		300, 600
99	249, 500		301, 000
100	249, 700		301, 400
101	249, 900		301, 600
102	250, 200		301, 900
103	250, 500		302, 200

104	250, 700		302, 500
105	250, 900		302, 700
106			303, 000
107			303, 300
108			303, 600
109			303, 800
110			304, 200
111			304, 600
112			304, 900
113			305, 100
114			305, 300
115			305, 600
116			306, 000
117			306, 200
118			306, 400
119			306, 700
120			307, 000
121			307, 400
122			307, 600
123			307, 900
124			308, 200
125			308, 500

(舞鶴市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正)

第7条 舞鶴市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年条例第27号)の一部を次のように改正する。

附則第35項中「、第10条から第17条まで及び第17条の3」を「及び第10条から第13条まで」に改める。

附則第39項中「、第4条の3」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(号給の切替え)

- 2 令和 7 年 4 月 1 日(以下「切替日」という。)の前日において舞鶴市職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)別表第 1 の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給(次項及び同表において「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給(同表において「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和 8 年 3 月 31 日までの間における扶養手当に関する経過措置)

- 4 切替日から令和 8 年 3 月 31 日までの間における第 1 条の規定による改正後の給与条例(以下「改正後給与条例」という。)第 10 条から第 13 条までの規定の適用については、第 10 条中「支給する」とあるのは「支給する。ただし、次条第 6 号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職 8 級職員に対しては、支給しない」と、第 11 条中「(5) 重度心身障害者」とあるのは

「(5) 重度心身障害者

(6) 配偶者(届出をし

ないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」と、第 12 条中「13,000

円」とあるのは「11,500 円」と、「とする」とあるのは「、前条第 6 号に該当する扶養親族については 3,000 円とする」とする。

- 5 切替日から令和 8 年 3 月 31 日までの間における第 4 条の規定による改正後の舞鶴市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第 4 条の規定の適用につい

ては、同条第 2 項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは、

「(5) 重度心身障害者

(6) 配偶者(届出をし

ないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」とする。

(単身赴任手当に関する経過措置)

- 6 改正後給与条例第 18 条の 2 第 3 項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

(委任)

- 7 附則第 2 項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が別に定める。

(舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正)

- 8 舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例(昭和 40 年条例第 24 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「、扶養手当及び」を「及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額並びに」に、「規則」を「及びこれに対する地域手当の月額の合計額に規則」に、「100 分の 15」を「に 100 分の 15」に改める。

(舞鶴市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 9 舞鶴市職員の育児休業等に関する条例(平成 4 年条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 17 条第 2 項の表第 30 条第 4 項の項中欄中「給料、」を「給料」に改め、同項右欄中「並びに」を削り、同表第 30 条の 4 第 3 項の項中欄中「給料」の右に「の月額」を加える。

第 21 条第 2 項の表第 21 条第 2 項及び第 3 項並びに第 36 条の項左欄中「第 36 条」の右に「の見出し」を加え、同表に次のように加える。

第 36 条	及び第 10 条から第 13 条まで	、第 10 条から第 13 条まで、第 17 条の 3 及び第 18 条の 2
	定年前再任用 短時間勤務職員	短時間勤務職員

(舞鶴市教育長の給与等に関する条例の一部改正)

- 10 舞鶴市教育長の給与等に関する条例(平成 27 年条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「、扶養手当及び」を「及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額並びに」に、「規則」を「及びこれに対する地域手当の月額の合計額に規則」に、「100分の15」を「に100分の15」に改める。

附則別表(附則第2項関係)

旧号給	新号給					
	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	1
19	15	11	11	7	3	1
20	16	12	12	8	4	1
21	17	13	13	9	5	1
22	18	14	14	10	6	1
23	19	15	15	11	7	1

24	20	16	16	12	8	2
25	21	17	17	13	9	2
26	22	18	18	14	10	2
27	23	19	19	15	11	2
28	24	20	20	16	12	3
29	25	21	21	17	13	3
30	26	22	22	18	14	3
31	27	23	23	19	15	3
32	28	24	24	20	16	3
33	29	25	25	21	17	3
34	30	26	26	22	18	4
35	31	27	27	23	19	4
36	32	28	28	24	20	4
37	33	29	29	25	21	4
38	34	30	30	26	22	4
39	35	31	31	27	23	4
40	36	32	32	28	24	4
41	37	33	33	29	25	4
42	38	34	34	30	26	5
43	39	35	35	31	27	5
44	40	36	36	32	28	5
45	41	37	37	33	29	5
46	42	38	38	34	30	
47	43	39	39	35	31	
48	44	40	40	36	32	
49	45	41	41	37	33	
50	46	42	42	38	34	
51	47	43	43	39	35	
52	48	44	44	40	36	

53	49	45	45	41	37	
54	50	46	46	42	38	
55	51	47	47	43	39	
56	52	48	48	44	40	
57	53	49	49	45	41	
58	54	50	50	46	42	
59	55	51	51	47	43	
60	56	52	52	48	44	
61	57	53	53	49	45	
62	58	54	54	50		
63	59	55	55	51		
64	60	56	56	52		
65	61	57	57	53		
66	62	58	58	54		
67	63	59	59	55		
68	64	60	60	56		
69	65	61	61	57		
70	66	62	62	58		
71	67	63	63	59		
72	68	64	64	60		
73	69	65	65	61		
74	70	66	66	62		
75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		
77	73	69	69	65		
78	74	70	70	66		
79	75	71	71	67		
80	76	72	72	68		
81	77	73	73	69		

82	78	74	74	70		
83	79	75	75	71		
84	80	76	76	72		
85	81	77	77	73		
86	82	78	78			
87	83	79	79			
88	84	80	80			
89	85	81	81			
90	86	82	82			
91	87	83	83			
92	88	84	84			
93	89	85	85			
94	90					
95	91					
96	92					
97	93					
98	94					
99	95					
100	96					
101	97					
102	98					
103	99					
104	100					
105	101					
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					

111	107					
112	108					
113	109					

提案理由

一般職職員について、国家公務員における取扱いに準じ、地域手当を支給することとするとともに、扶養手当等に係る規定を改める等所要の改正を行いたいの
で提案する。

第 13 号議案

舞鶴市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 25 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

舞鶴市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

舞鶴市職員の退職手当に関する条例(昭和 26 年条例第 46 号)の一部を次のように改正する。

第10条第11項第4号中「職業」を「安定した職業」に改め、同条第14項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

附則第 9 項(見出しを含む。)中「令和 7 年 3 月 31 日」を「令和 9 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の舞鶴市職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)第 10 条第 11 項(第 4 号に係る部分に限り、同条第 15 項において準用する場合を含む。)の規定は、退職職員(退職した舞鶴市職員の退職手当に関する条例第 2 条第 1 項に規定する職員(同条第 2 項の規定により職員とみなされる者を含む。)をいう。以下同じ。)であってこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に安定した職業に就いたものについて適用し、退職職員であって施行日前に

職業に就いたものに対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、
なお従前の例による。

提案理由

雇用保険法の改正に伴う国家公務員退職手当法の改正に準じ、失業者の退職手当に係る規定を改めたいので提案する。

第 14 号議案

舞鶴市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 25 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

舞鶴市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

舞鶴市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和39年条例第32号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第2条関係)

退職報償金支給額表

階級	勤務年数						
	5 年以上	10 年以上	15 年以上	20 年以上	25 年以上	30 年以上	35 年以上
	10 年未満	15 年未満	20 年未満	25 年未満	30 年未満	35 年未満	
団長	円 239,000	円 344,000	円 459,000	円 594,000	円 779,000	円 979,000	円 1,079,000
副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000	1,009,000
分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000	949,000
副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000	909,000
部長及び 班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000	834,000

団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000	789,000
----	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

提案理由

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の改正に伴い、非常勤消防団員の退職報償金支給額表における勤務年数の区分に、35年以上の区分を追加したいので提案する。

第 15 号議案

舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例及び舞鶴市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例及び舞鶴市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 25 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例及び舞鶴市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例(昭和 40 年条例第 24 号)の一部を次のように改正する。

附則第 13 項中「令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで」を「令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで」に、「「合計額」を「同項に規定する合計額」に改める。

(舞鶴市教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第 2 条 舞鶴市教育長の給与等に関する条例(平成 27 年条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

附則第 6 項中「令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで」を「令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで」に、「「合計額」を「同項に規定する合計額」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

令和 6 年度において実施していた市長、副市長及び教育長の期末手当の特例措置を令和 7 年度においても実施したいので提案する。

第 16 号議案

舞鶴市公共下水道条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市公共下水道条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 25 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

舞鶴市公共下水道条例の一部を改正する条例

舞鶴市公共下水道条例(昭和44年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項第 2 号中「専属の」を「営業所ごとに」に、「1 人以上有する」を「選任している」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、京都府内における他の営業所について兼任することを妨げない。

第 8 条の 2 第 1 項第 11 号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

国における指定工事業者に係る下水道排水設備工事責任技術者の専属規制の緩和に伴い、指定工事業者における当該責任技術者に係る要件を改める等所要の改正を行いたいので提案する。

第 17 号議案

舞鶴市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 25 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

舞鶴市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例

舞鶴市ふるさと応援基金条例(平成 20 年条例第 24 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

- (6) 地域再生法(平成 17 年法律第 24 号)第 5 条第 4 項第 2 号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業として実施する事業

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

企業版ふるさと納税制度によって受け入れた寄附金を本市のまちづくり施策に有効に活用するため、基金を用いて行う事業に地域再生法に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業として実施する事業を追加したいので提案する。

第 18 号議案

舞鶴市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 25 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

舞鶴市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

舞鶴市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例(平成25年条例第23号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 6 号中「第 21 条第 2 項第 1 号」を「第 22 条第 2 項第 1 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

提案理由

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の改正に伴い、引用する条項を改めたいので提案する。

第 19 号議案

舞鶴市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 25 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

舞鶴市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

舞鶴市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例(令和 6 年条例第 30 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条に 1 号を加える改正規定のうち第 11 号及び第 4 条に 2 号を加える改正規定のうち第 8 号中「第 34 条第 1 項及び第 2 項」を「第 37 条第 1 項及び第 2 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

建設業法施行令の改正に伴い、引用条項を改めたいので提案する。

第 20 号議案

舞鶴市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 25 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

舞鶴市国民健康保険条例の一部を改正する条例

舞鶴市国民健康保険条例(昭和 34 年条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 13 条の 6 中「65 万円」を「66 万円」に改める。

第 13 条の 6 の 12 中「24 万円」を「26 万円」に改める。

第 18 条の 2 第 1 項中「65 万円」を「66 万円」に改め、同項第 2 号中「29 万 5 千円」を「30 万 5 千円」に改め、同項第 3 号中「54 万 5 千円」を「56 万円」に改め、同条第 3 項中「65 万円」を「66 万円」に、「24 万円」を「26 万円」に改め、同条第 4 項中「65 万円」を「66 万円」に改める。

第 18 条の 5 第 1 項中「65 万円」を「66 万円」に改め、同条第 3 項中「65 万円」を「66 万円」に、「24 万円」を「26 万円」に改め、同条第 4 項及び第 5 項中「65 万円」を「66 万円」に改め、同条第 7 項中「65 万円」を「66 万円」に、「24 万円」を「26 万円」に改め、同条第 8 項中「65 万円」を「66 万円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の舞鶴市国民健康保険条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 6 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

提案理由

国民健康保険法施行令の改正に伴い、基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額の限度額並びに低所得者の保険料軽減措置に係る所得基準額を改める等所要の改正を行いたいので提案する。

第 21 号議案

舞鶴市地域医療確保奨学金等の貸与に関する条例の一部を改正する条例制定
について

舞鶴市地域医療確保奨学金等の貸与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 25 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

舞鶴市地域医療確保奨学金等の貸与に関する条例の一部を改正する条例
舞鶴市地域医療確保奨学金等の貸与に関する条例(平成 19 年条例第 12 号)の一部
を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号から第 5 号までの規定中「3 年」を「5 年」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第 3 条の規定は、この条例の施行の際現に奨学金等の貸与を受けている者及びこの条例の施行の際現に奨学金等の返還の免除の要件を充足する過程にある者についても適用する。

提案理由

舞鶴市における更なる医療人材の確保を図るため、医師の研修又は就学に係る奨学金等の返還免除の要件を緩和したいので提案する。

第 22 号議案

舞鶴市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 25 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

舞鶴市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

舞鶴市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成 25 年条例第 15 号)の一部を次のように改正する。

第 152 条第 13 項中「、栄養士又は」を「、栄養士若しくは管理栄養士又は」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

関係省令の改正に伴い、栄養士に係る文言の整理を行いたいので提案する。

第 23 号議案

舞鶴市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 25 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

舞鶴市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例

舞鶴市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例(平成27年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「舞鶴市地域包括支援センター運営協議会」の右に「(以下「協議会」という。)」を加える。

第3条第1項中「員数」の右に「(協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法(当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。)によることができる。次項において同じ。)」を加え、同条第2項中「前項の」を「第1項の」に、「舞鶴市地域包括支援センター運営協議会」を「協議会」に改め、同項の表おおむね1,000人未満の項及びおおむね1,000人以上2,000人未満の項中「前項各号」を「第1項各号」に改め、同表おおむね2,000人以上3,000人未満の項中「前項第1号」を「第1項第1号」に、「前項第2号」を「同項第2号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資

すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を1の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の1の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の1の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

介護保険法施行規則の改正に伴い、地域包括支援センターにおける柔軟な職員配置を可能としたいので提案する。

第 24 号議案

舞鶴市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例制定について

舞鶴市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 25 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

舞鶴市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

舞鶴市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年条
例第 28 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項第 1 号中「を行う」を「(次項において「保育内容支援」という。)を
実施する」に改め、同項第 3 号中「第 4 項第 1 号」を「第 6 項第 1 号」に改め、
同条中第 5 項を第 7 項とし、第 4 項を第 6 項とし、同条第 3 項各号列記以外の部分
を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第 1 項第 2 号に掲げる事項に係る連携協
力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に
定めるものをいう。

第 7 条第 3 項第 1 号中「当該」を削り、「第 28 条に規定する小規模保育事業 A 型
若しくは小規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模
保育事業 A 型事業者等」という。)」を「小規模保育事業 A 型事業者等」に改め、同
項を同条第 5 項とし、同条第 2 項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満た
す」に、「前項第 2 号」を「第 1 項第 2 号」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次
のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第7条第2項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。)であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

第17条第1項第2号中「栄養士」の右に「又は管理栄養士」を加える。

附則第4項中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

関係省令の改正に伴い、家庭的保育事業等における保育内容支援の実施及び代替保育の提供に係る連携施設に関する基準を改める等所要の改正を行いたいので提案する。

第 25 号議案

舞鶴市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 25 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

舞鶴市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

舞鶴市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成 26 年条例第 29 号)の一部を次のように改正する。

第 37 条第 1 項中「第 42 条第 3 項第 1 号」を「第 42 条第 3 項」に改める。

第 42 条第 1 項中「第 5 項」を「第 7 項」に改め、同項第 1 号中「を行う」を「(次項において「保育内容支援」という。)を実施する」に改め、同項第 3 号中「第 4 項第 1 号」を「第 6 項第 1 号」に改め、同条中第 9 項を第 11 項とし、第 4 項から第 8 項までを 2 項ずつ繰り下げ、同条第 3 項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第 1 項第 2 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第 42 条第 3 項第 1 号中「当該」を削り、「小規模保育事業 A 型若しくは小規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業を行う者(同号において「小規模保育事業 A 型事業者等」という。)」を「小規模保育事業 A 型事業者等」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 2 項各号列記以外の部分中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第 2 号」を「第 1 項第 2 号」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、

次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第42条第2項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。)であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第5項中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

関係府令の改正に伴い、特定地域型保育事業における保育内容支援の実施及び代替保育の提供に係る連携施設に関する基準を改める等所要の改正を行いたいの
で提案する。

第 26 号議案

舞鶴市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 25 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

舞鶴市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例

舞鶴市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例(平成26年条例第35号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「第 13 条第 1 項(」を「第 10 条の 5 若しくは第 13 条(」に改め、「。以下この号において同じ」を削り、「法第 13 条第 1 項の」を「これらの」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

子ども・子育て支援法の改正により妊婦のための支援給付の制度が創設されたことに伴い、正当な理由なしに、当該給付に関して市が求める報告等をせず、又は虚偽の報告等をした者等は過料に処することとしたいので提案する。

第 27 号議案

工事請負契約の変更について

下記のとおり工事請負契約の変更契約を締結するものとする。

記

1 契約の目的

西舞鶴駅西口駅前広場整備工事

2 変更前契約金額

337,612,000 円

3 変更後契約金額

341,539,000 円

4 契約の相手方

名 称 鶴美・今村特定建設工事共同企業体

代表者 舞鶴市字市場 202 番地 36

鶴美建設株式会社

代表取締役 高野瀬 一義

構成員 舞鶴市上安東町 2

今村工業株式会社

代表取締役 西山 桂一

所在地 舞鶴市字市場 202 番地 36

令和 7 年 2 月 25 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

提案理由

西舞鶴駅西口駅前広場整備工事に係る請負契約の変更契約を締結したいので提案する。

参 考

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和 39 年条例第 13 号) 抜 粋

(議会の議決に付すべき契約)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 5,000 万円以上の工事又は製造の請負とする。

第 28 号議案

辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について

本市の辺地に係る公共的施設の総合整備計画(令和 5 年 3 月策定)について、西大浦及び田井の各辺地に係る公共的施設の総合整備計画を、 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和 37 年法律第 88 号)に基づき、別紙のとおり変更する。

令和 7 年 2 月 25 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

別 紙

総 合 整 備 計 画 書

京都府舞鶴市	西大浦	辺地
辺地人口	411	人
面 積	15.6	km ²

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 千歳、大丹生、瀬崎、佐波賀
- (2) 地域の中心の位置 字大丹生小字栗崎 1
- (3) 辺 地 度 点 数 153 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本地域は、大浦半島の西端にあり、市街地からは約 12km 離れている半農半漁の集落が点在する地域であり、地域の産業振興を図ることを目的として、市街地と集落とを結ぶ道路を整備するとともに、地域住民の生活環境の向上を図るため、除雪機械の配備を行うものである。

また、火災時における消火の迅速化を図ることを目的として、小型動力ポンプ搬送車を配備するとともに、地域の観光振興及び地域住民の交流促進を図るため、施設の整備を行うものである。

3 公共的施設の整備計画(令和 5 年度から令和 7 年度まで 3 年間)

(単位 千円)

施設名	事業 主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
道路(産業振興)	舞鶴市	76,000	—	76,000	76,000
除 雪 機 械	〃	4,000	—	4,000	4,000
消 防 施 設	〃	3,600	—	3,600	3,600
観光・レクリエーション施設	〃	40,800	—	40,800	40,800

集 会 施 設	〃	6, 000	—	6, 000	6, 000
合 計		130, 400	—	130, 400	130, 400

別 紙

総 合 整 備 計 画 書

京都府舞鶴市 田井 辺地
 辺地人口 233 人
 面 積 12.0 km²

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 大山、田井、成生
- (2) 地域の中心の位置 字田井小字浜 956
- (3) 辺 地 度 点 数 151 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

 本地域は、舞鶴市の北端にあり、市街地から約 19 km離れ、市街地とは大浦半島の山麓に阻まれた半農半漁の集落が点在する地域であり、 地域住民の生活環境の向上を図るため、 除雪機械の配備及び飲用水供給施設の整備を行うものである。

3 公共的施設の整備計画(令和 5 年度から令和 7 年度まで 3 年間)

(単位 千円)

施設名	事業 主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
除 雪 機 械	舞鶴市	4,000	—	4,000	4,000
飲用水供給施設	水ヶ浦	21,314	2,144	19,170	19,000
合 計		25,314	2,144	23,170	23,000

提案理由

西大浦辺地及び田井辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更したいので提案する。

参 考

総 合 整 備 計 画 書(令和 5 年 3 月策定)

京都府舞鶴市 西大浦 辺地
 辺地人口 411 人
 面 積 15.6 km²

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 千歳、大丹生、瀬崎、佐波賀
- (2) 地域の中心の位置 字大丹生小字栗崎 1
- (3) 辺 地 度 点 数 153 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本地域は、大浦半島の西端にあり、市街地からは約 12km 離れている半農半漁の集落が点在する地域であり、地域の産業振興を図ることを目的として、市街地と集落とを結ぶ道路を整備するとともに、地域住民の生活環境の向上を図るため、除雪機械の配備を行うものである。

また、火災時における消火の迅速化を図ることを目的として、小型動力ポンプ搬送車を配備するとともに、地域の観光振興及び地域住民の交流促進を図るため、施設の整備を行うものである。

3 公共的施設の整備計画(令和 5 年度から令和 7 年度まで 3 年間)

(単位 千円)

施設名	事業 主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
道 路 (産 業 振 興)	舞鶴市	76,000	—	76,000	76,000
除 雪 機 械	〃	4,000	—	4,000	4,000
消 防 施 設	〃	3,600	—	3,600	3,600
観光・レクリエーション施設	〃	10,500	—	10,500	10,500
集 会 施 設	〃	6,000	—	6,000	6,000
合 計		100,100	—	100,100	100,100

参 考

総 合 整 備 計 画 書(令和 5 年 3 月策定)

京都府舞鶴市 田井 辺地
 辺地人口 233 人
 面 積 12.0 km²

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 大山、田井、成生
- (2) 地域の中心の位置 字田井小字浜 956
- (3) 辺 地 度 点 数 151 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本地域は、舞鶴市の北端にあり、市街地から約 19 km 離れ、市街地とは大浦半島の山麓に阻まれた半農半漁の集落が点在する地域であり、地域住民の生活環境の向上を図るため、除雪機械の配備及び飲用水供給施設の整備を行うものである。

3 公共的施設の整備計画(令和 5 年度から令和 7 年度まで 3 年間)

(単位 千円)

施設名	事業 主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
除 雪 機 械	舞鶴市	4,000	—	4,000	4,000
飲用水供給施設	水ヶ浦	12,000	1,200	10,800	10,700
合	計	16,000	1,200	14,800	14,700

参 考

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和 37 年法律第 88 号) 抜 粋

(定義)

第 2 条 この法律において「辺地」とは、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれず、他の地域に比較して住民の生活文化水準が著しく低い山間地、離島その他のへんぴな地域で、住民の数その他について政令で定める要件に該当しているものをいう。

2 この法律において「公共的施設」とは、次に掲げる施設で、辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図るため最低限度必要なものをいう。

(1) 電灯用電気供給施設

(2) 道路及び渡船施設

(3) 小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程の児童又は生徒の通学を容易にするための自動車、渡船施設又は寄宿舍

(4) 診療施設

(5) 飲用水供給施設

(6) 前各号に掲げるもののほか、政令で定める施設

(総合整備計画の策定等)

第 3 条 この法律によつて公共的施設の整備をしようとする市町村は、当該市町村の議会の議決を経て当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画(以下「総合整備計画」という。)を定めることができる。

2 総合整備計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 整備しようとする公共的施設

(2) 整備の方法

(3) 整備に要する経費とその財源内訳

3 総合整備計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項に

ついて定めるよう努めるものとする。

(1) 整備を必要とする辺地の事情

(2) その他総務省令で定める事項

4 市町村は、総合整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、第 2 項各号に掲げる事項に係る部分について都道府県知事と協議しなければならない。

5 市町村は、総合整備計画を定めたときは、総務大臣にこれを提出しなければならない。

(第 6 項及び第 7 項 略)

8 前各項の規定は、第 5 項の規定により総合整備計画を提出した市町村が当該総合整備計画を変更しようとする場合について準用する。

第 29 号議案

市道路線の認定及び廃止について

下記のとおり市道路線を認定し、及び廃止することについて、道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 8 条第 2 項(同法第 10 条第 3 項において準用する場合を含む。)の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 25 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

記

1 認定する路線

路 線 名	起 点 及 び 終 点		重要な経過地
タチ石橋線	舞鶴市字志高小字タチ 807 番 1	から	
	舞鶴市字志高小字石橋 665 番	まで	
境谷 6 号線	舞鶴市字境谷小字村谷 92 番 8	から	
	舞鶴市字境谷小字村谷 93 番 10	まで	

2 廃止する路線

路 線 名	起 点 及 び 終 点		重要な経過地
中総合会館線	舞鶴市字余部下小字余部下 1191 番	から	
	舞鶴市字余部下無番地	まで	
官舎山北宿線	舞鶴市字北吸小字糸 1044 番	から	
	舞鶴市字北吸小字糸 249 番	まで	

提案理由

志高地区ほか 1 地区の路線の市道認定及び余部下地区ほか 1 地区の市道路線の廃止を行いたいので提案する。

参 考

道路法(昭和 27 年法律第 180 号) 抜 粋

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第 8 条 第 3 条第 4 号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

(第 3 項以下 略)

(路線の廃止又は変更)

第 10 条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

3 第 7 条第 2 項から第 8 項まで及び前条の規定は前 2 項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第 8 条第 2 項から第 5 項まで及び前条の規定は前 2 項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。